

7 消安第 7578 号  
令和 8 年 3 月 26 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について

このことについて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）の一部、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 362 号）の一部及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年農林水産省令第 20 号）が令和 8 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、お知らせします。

また、このことについて貴会会員等関係者への周知をお願いします。